

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん

お店紹介 焼き鳥 渡鳥 代表 芦田 英史さん

吹田市豊津町18-21 ☎06-63880-8548

芦田さんは34歳で独立開業しました。今の店は、渡鳥グループの店長として29歳のときから切り盛りしていましたが、全くの畑違いですが、サラリーマンとしてタオル関係の仕事をしていました。オーナーと知り合いだったため、勧められて飲食業界に入りました。



ゆくゆくは独立も考えていましたので、店長を5年程経験して独立しました。店の売りは、鳥の朝引きです。その日の新鮮なものを提供しています。お客さんの人気メニューは鳥の皮です。お客さんの特徴は単身赴任の方や独身の方が比較的多いことです。徒歩圏内の会社員の方が仕事帰りに寄ってくれます。お客さんとの親睦として、フットサルチームを組織しています。年2回、大会に出場して絆を深めています。芦田さんは、こじんまりとした今の店のお客さんを、大事にしたいこうと考えています。お客さんの注文には、細かい神経を配り、納得できる品をだすことをこころがけています。朝10時から店に入り、仕込みをおこなう夜中の2時まで仕事をしています。そのため、休日には、子どもさんと一緒に遊び、家庭サービスをこころがけています。また、民商に入っていることで、ものすごく安心感があるそうです。商工新聞の配達を入会当初から引き受けてくれています。そして月一回のピラ配布も粘り強くおこなってまらっています。

検察官らに「刷り込まれた」証言の お粗末さが鮮明に

西尾 栄一

3月20日、23日と、倉敷民商弾圧事件の禰屋裁判の傍聴に行ってきました。禰屋さんは眼の光も強く堂々としていました。今回の証人は、I建設社長、社長夫人(会計担当)、その娘(事務員)の3名でした。禰屋さんを犯罪者に陥れた3名の証言に支援者の関心は高く傍聴席は満員となり入ることができない方もいました。

驚いたのは、社長夫妻の証言の際に遮へい(傍聴席の前に簡易の壁を置いて、傍聴席から証人の姿を見えなくすること)措置がとられたことです。その理由は、予定する証言が「被告人に対し不利益な内容を含む」ため、「支援者が傍聴席に多数存在するだけで、圧迫を受け、精神の平穏を著しく害される恐れがあることは明白」で、証人らも「精神的に圧迫を受け、証言を行うことが困難となる」としているというものです。当然、弁護団は「刑事裁判の公開」の原則を求め反対の論陣を張りましたが、裁判長は理

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8190
http://www.suita-minsyu.com
suita-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

由も言わず、検察側の要望を受け入れてしまいました。内容の面では3点を報告します。第1は重加算税の金額を明らかにしようとしなかったことです。法人税と消費税の総額はすらすら回答するのに、重加算税になると、「覚えていない」、「わからない」、「話したくない」と3人とも答えませんでした。弁護団は、払われていないか、払われていても低額ではないかと推測されています。もし、それが事実であれば、この事件は、その程度の事件である証明することになります。3人が検察官から強く口止めされている様子が見えました。弁護団は、裁判所に「提出命令」を出すように要望しているそうです。

第2は会計を担当している社長夫人Fの証言が徹底して信用性に欠けることです。検察官でさえ、「証言が二転、三転している」と怒ってしまうほどお粗末なものでした。これは傍聴していた全ての人が感じていたことです。検察官に対して極端に怯えている様子がよくわかりました。驚いたのは、弁護団の質問にははきはきと答えるのに、検察官の質問には何度も何度もはぐらかし、供述調査を持ち出されてから認めることが度々あったことです。このような証言で禰屋さんが逮捕・起訴されたのかと本当に悔しい思いです。

第3は、3人の証言の食い違いが明らかになったことです。税務調査が発生した2013年2月5日の夕方のことを、社長は、病院から夫婦で自宅に帰ると、禰屋さんと娘がいたので「どうしてここにいるのかと思った」と証言し、娘は、自分が事務所に着くと、「両親と禰屋さんが話をしていた」と証言しています。同じ場面の証言なのに、内容が完全に違っています。禰屋さんが社長夫妻や娘に指示して書類やパソコンを隠そうとしたと描く重要な場面です。この証言でこれほどのくい違いが発生しています。以上のような不自然さがあっても、3人とも脱税は「すべて禰屋さんがやったこと」と何度も繰り返しました。禰屋さんが親身で相談に乗ったことが、逮捕・起訴のために利用されたことが浮き彫りになった証言でした。怒りを感じます。それでも、人間不信や虚脱感に襲われることなく、毅然と無罪を主張している禰屋さんの心の強さ、それを支えている家族や仲間の強さに感謝する2日間でした。

岡山県商工団体連合会より禰屋さんの保釈の連絡とお礼、引き続きの支援のお願いの手紙が届きました。

禰屋町子さんの保釈が決定されました。

岡山地裁は、3月23日、禰屋町子さんの保釈を許可しました。一方、検察官は、抗告と保釈の執行停止の申し立てを行ないました。本日24日、抗告が棄却されたため、保釈が決定いたしました。

皆様の物心両面にわたるご支援に感謝申し上げます。禰屋裁判は、法人税法違反の証拠調べが終わり、これから税理士法違反の審理に入ります。

小原・須増裁判は、4月17日に判決公判を迎えます。引き続き、裁判所に対する要請、裁判傍聴、資金援助等、ご支援をお願いいたします。まずは、連絡まで。